

島根県民向け #WeLove 山陰キャンペーン (修学旅行等適用のご案内)



島根県では、県内学校等における県内での修学旅行等（遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）について、県内の旅行会社を通じた手配に対し割引助成します。また、本補助金の交付対象となる旅行商品を利用される県民の方には、県内の飲食店、土産物店等で利用できるクーポン券を配布します。

1. 補助金概要

県内旅行事業者が実施する旅行商品（事前に県が認めたものに限る）の代金を補助します。

項目	内容
対象事業者	島根県内に本店又は営業所等を有する旅行事業者（※注1） （旅行業法第3条の規定に基づく登録が必要）
交付要件	旅行形態 島根県内を出発地、目的地及び帰着地とした 受注型企画旅行（日帰り旅行・泊付き旅行とも） ※県外の施設等を立寄地として含む旅行は補助対象外
	修学旅行等の定義 修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動 ※県内観光地・観光施設等を2か所以上立寄ること
	実施主体 島根県内に所在地のある県内学校等 （小・中・高・大学・専門学校・幼稚園・保育園等）
	旅行人数 （※注2） 1名以上 ※実績報告時に学校長からの「修学旅行等実施証明書」の提出が必要
補助金額 （催行人数あたり）	1人泊あたり5,000円・ただし一人当たりの商品代金の50%上限 ※日帰り旅行の場合も商品代金の半額割引・上限5000円
補助上限	予算の範囲内で交付
催行期間	令和3年6月1日（出発日）～令和3年12月31日（帰着日） ※ただし、令和3年8月31日までに予約された旅行であること ※12月31日宿泊分については、令和4年1月1日チェックアウト分まで
受付期間	催行日の1週間前までに実施計画書を提出すること
その他	<ul style="list-style-type: none">・本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。・該当の旅行商品が島根県、（公社）島根県観光連盟及び石見観光振興協議会、木次線利活用推進協議会等が実施する他の補助金を受けていないこと。 ただし、「貸切バス等による県民の県内移動支援事業」（県交通対策課）との併用可能（補助率：貸切バス運賃の半額、上限15万円）・新型コロナウイルス感染症への対策について、関係業界のガイドラインに基づき適切な対応を行うこと。また、保健所からの調査、指導等があった場合には全面的に協力すること。・本補助金は観光庁が行う地域観光事業支援の対象とすることを予定。

※注1 地方公営企業、観光協会を含む。※注2 乗務員及び添乗員は含まない(実績ベース)。

2. 地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の配布

県内旅行業者様が販売する旅行商品（県が事前に認めたものに限る）を利用された県民に、県内の飲食店、土産物店、交通機関等で利用できる地域限定クーポン「しまねっこクーポン」を配布します。

項目	内容
名称	地域限定クーポン「しまねっこクーポン」
配布期間	令和3年4月23日～8月31日 (※修学旅行等に関し令和3年12月31日まで)
利用期間	出発日から帰着日までの旅行期間中
クーポンの額	・割引後の旅行代金が5,000円以上 : 1,000円券を2枚 ・割引後の旅行代金が2,500円以上5,000円未満 : 1,000円券を1枚
登録施設	島根県ホームページに掲載
その他	・クーポン券は、しまねっこクーポン送付希望用紙により、各旅行事業者様あてに事前にお送りします(※注1)。 ・クーポン券は、旅行事業者様から旅行者にお渡しいただきます。 ・実績報告の際に、クーポンの配布実績も併せて報告していただきます。 ・配布をされなかった残りのクーポン券は回収いたします。

※注1 催行日までにクーポン券をお送りするため、おはやめにご提出ください。

3. その他

申請手続きの方法や、本補助金の要綱、申込に必要な様式等は島根県ホームページに掲載しております。修学旅行実施にあたっては、「しまね観光ナビ 島根県教育旅行素材集」を参考にしてください。

【県内観光地・観光施設等の定義について】

- (1) 「観光施設等」とは、入場又は乗車(乗船)等をして、観覧、おみやげの購入、飲食、サービスの受給等ができる施設をいう。(有料、無料を問わない)
- (2) ガイドや体験ツアーなどについては1か所として数えることができる。
- (3) 観光地(出雲大社～神門通り、松江城山公園、石見銀山など)において、特定の観光施設等を利用せず自由行動とする場合も観光地として認める
 - ①自由行動エリアに利用が想定される観光施設が複数あること。
 - ②旅行契約、旅行商品の行程表等で確認できること。
- (4) 道の駅等も観光地として認めるが、単なるトイレ休憩等を目的とした立寄り施設は施設数として数えることはできない。

4. 問い合わせ・提出先

部 署 : 島根県 商工労働部 観光振興課 誘客推進グループ
住 所 : 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(島根県庁本庁舎2階)
電 話 : 0852-22-6914
F A X : 0852-22-5580
アドレス : kankobus@pref.shimane.lg.jp
担 当 : 宍倉、中尾、桑沢